○南房総市立公園の設置及び管理に関する条例

平成１８年3月２０日

条例第１９３号

（設置）

第１条　市は、公共の福祉の増進に資するため、南房総市立公園（以下「公園」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第２条　公園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
へぐり伊予ヶ岳公園	南房総市平久里中２２４番地４
野島崎公園	南房総市白浜町白浜６２３番地１地内
野島崎東駐車場公園	南房総市白浜町白浜６２３番地１地内及び２７８４番地１２地内
溝の根海浜公園	南房総市白浜町滝口６７６１番地１４他
長尾川親水公園	南房総市白浜町滝口５７７７番地他及び６２４９番地１地内
磯笛公園	南房総市白浜町白浜２８３１番地１地内
南千倉海浜公園	南房総市千倉町南朝夷１１９３番地８９及び１１９３番地９５
小野次郎右衛門忠明生誕の地公園	南房総市御子神９番地
花の広場公園「花夢花夢」	南房総市和田町柴２５４番地１
お花畑「花園」	南房総市和田町花園１５９番地
なみはらくじらパーク	南房総市和田町下三原３６０番地１及び和田町松田８５８番地１

２　前項の公園の区域は、市長が指定する。

（行為の禁止）

第３条　公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 公園を損傷し、又は汚損すること。

(2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。

(3) 土地の形質を変更すること。

(4) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。

(5) はり紙若しくははり札をし、又は広告を掲示すること。

(6) 立入禁止区域に立ち入ること。

(7) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又は駐車すること。

(8) 公園をその用途外に利用すること。

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が公園の管理上必要と認める事項

(行為の制限)

第４条　公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(1) 競技会、展示会、集会その他これに類する催しのため公園の全部又は一部を独占して使用すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、通常の利用方法以外の方法で利用すること。

(利用禁止又は制限)

第５条　市長は、公園の損壊その他の理由により、その利用が危険であると認められる場合又は公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

(違反の補償)

第６条　市長は、第３条の規定に違反した者に対して、原状回復を命じ、又は生じた損害に対し補償を命ずることができる。

(委任)

第７条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

(施行期日)

１　この条例は、平成１８年３月２０日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日の前日までに、合併前の白浜町立公園の設置及び管理に関する条例（昭和５９年白浜町条例第７号）、丸山町立公園の設置及び管理に関する条例（平成元年丸山町条例第４号）又は和田町花の広場公園の設置及び管理に関する条例（平成１２年和田町条例第５号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附　則（平成２２年３月１５日条例第９号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（令和７年３月１９日条例第１２号）

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

附　則（令和７年１２月１８日条例第２８号）

この条例は、令和８年４月１日から施行する。